

外部有識者による事業の点検について

1. 点検の観点

- アウトカムをはじめ、客観的な効果検証のための指標が適切に整備されているか。
- 事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか。
- 同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか。
- より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか。
- そもそも国費投入の必要性はあるのか。
- これまでの会計検査院やレビュー等における指摘を踏まえた自己点検・改善が行われているか

2. 点検対象事業について

- (1) 全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に、文部科学省選任の外部有識者（以下、「外部有識者」という。）の点検を受けることになるよう、行政事業レビューシートについて前年度実施事業の中から126事業を選定するとともに、令和9年度予算の概算要求に向けて事業の見直しの有無等を判断する必要があるものや、成果指標が定性的に設定されている事業、前年度の補正予算に計上され今年度に事業に着手した事業など、その進捗状況について確認が必要な事業については、点検対象から変更する可能性がある。

- | | |
|---------------------------------|------|
| ・ 令和7年度に新規に開始した事業 | 29事業 |
| ・ 令和8年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たる事業 | 19事業 |
| ・ 令和7年度に行政改革推進会議による意見の対象となった事業 | 1事業 |
| ・ 過去4年間に外部有識者点検を受けていない事業等 | 77事業 |

126事業
※精査中

- (2) 行政改革推進会議で決定された行政事業レビュー実施要領等に基づき、基金シートについても点検対象事業とする。今年度は全ての基金事業について点検を受けることとし、28事業の基金シートを対象とする。

※対象事業数については、変更となる可能性あり。

- (3) 外部有識者は(1)及び(2)により選定した点検対象事業に対して、追加や変更を申し出ることができる(点検対象事業の連絡の日から起算し、行政機関の休日を除く5日間)。

3. 点検の進め方

- (1) 実施時期等

7月初旬以降に、外部有識者による書面点検を基本とし、必要に応じWEB会議等を活用の上ヒアリングを実施する。なお、点検の実施に当たっては、十分な点検期間を確保するよう努める。

- (2) 実施体制

1事業につき外部有識者1名で点検を行う。ただし、外部有識者が特に必要と認める場合には複数名で点検を行うことができる。

- (3) 所見欄への記入

点検の結果をレビューシート及び基金シートの所定の欄に記入する際、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合、点検を行った外部有識者の氏名を明記する。

- (4) 外部有識者への情報提供等

文部科学省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう、事業概要や政策評価におけるデータ等の情報提供や問い合わせ等に対応する。